

暮らしや介護・医療の相談は  
いつでもお気軽にお寄せください。

安倍内閣の  
介護切り捨ては許さない!

いつでも安心  
すこやかな老後をめざして

~目黒区での介護への提言~

- 毎月第3木曜日午後2時~3時半
- 区役所5階日本共産党控室 ☎(3715)1111 (内)3030
- 各区議地域でも随時行っています。お問い合わせ下さい。

 <b>星見てい子</b> 区議会議員 〒152-0033 目黒区大岡山1-19-6A ☎03-5720-4681	 <b>岩崎ふみひろ</b> 区議会議員 〒152-0002 目黒区目黒本町6-4-145 ☎(3713)6800	 <b>石川 恭子</b> 区議会議員 〒153-0052 目黒区祐天寺2-19-15 ☎(3711)9735	 <b>森 美彦</b> 区議会議員 〒153-0043 目黒区東山1-12-11 ☎03-5720-2720
---	---	---	---



2014年10月

発行 日本共産党目黒区議団

〒153-8573 東京都目黒区上目黒 2-19-15 目黒区役所内  
電話 03-3715-1111 (内 3030)  
fax. 03-5722-9344

特養ホーム待機者 1000 人の解消を!

発行 日本共産党目黒区議団

## も く じ

- ◆そもそも「介護保険制度」とは？・・・・・・・・・・ 2
- ◆医療・介護総合法で介護保険はどう変わる・・・・・・・・ 4
- ◆区民のみなさんとともに実現・・・・・・・・・・ 6  
日本共産党の介護問題の取り組み
- ◆特養ホーム待機者実態調査での実情・・・・・・・・・・ 7  
介護問題に対する各党の態度
- ◆日本共産党の国への介護充実の提案・・・・・・・・・・ 8
- ◆日本共産党目黒区議団の介護充実の提案・・・・・・・・ 9

### ごあいさつ

介護保険制度が2000年にスタートして、来年15年目を迎えます。発足当初の「介護は社会全体で支える」の理想とはほど遠く、「自立・自助」が強調され、家族が同居していればサービス利用が制限されることや特別養護老人ホーム（特養ホーム）入所を希望しても約1000人も待機して利用できないなど、「介護難民」と言われる現実が広がってきています。介護制度からはじき出され病院からも追い出され、行き場を失い「漂流」する高齢者や、親の介護で10万人を超す介護離職が生まれているとの実態もあります。

2014年6月に「医療・介護総合法」が国会で成立し、来年から軽度な対象者を介護給付サービスから締め出し、ボランティアにサービス提供を切り替えるなどの改悪が進もうとしています。このままでは、誰もが安心して暮らせる老後を保障することはできません。

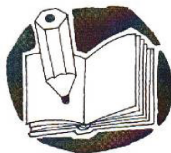
本パンフレットは、今年6月に日本共産党目黒区議団が行った「介護保険問題学習会」と「特養ホーム待機者アンケート」の取り組みをもとに目黒区での介護の現状と問題を整理し、安心して高齢者が生活できる目黒区を実現する運動を広げるために作成いたしました。

ご意見や感想をお寄せいただければ幸いです。さらに介護を充実させるために奮闘してまいります。

2014年10月 日本共産党目黒区議団



# そもそも 「介護保険制度」とは？



介護保険は、介護を社会全体で支えるという名の下で2000年に導入された国の制度。目黒区（各自治体）が保険者となり運営します。40歳以上は全員加入し、保険料を支払わなければなりません。40歳から64歳の保険料は、加入している医療保険の下で保険料が決まり給与から差し引かれ、65歳以上の保険料は、目黒区が決めた保険料（所得によって異なる）が年金などから差し引かれます。介護保険によるサービスは65才から利用することができ、限られた病気（特定疾病）については40歳から受けられます。

## 1. 介護サービスを受けるには

本人または家族が、地域包括支援センターに申請し介護認定を受けます。

### ●要支援1、2と認定された人

（日常生活がほぼ自立し、サービスを受けることによって状態を維持・改善できる人）



包括支援センターでケアプランを作成してもらいサービスを受けます。



### ●要介護1から5と認定された人

（日常生活の全部または一部のサービスを受けることによって、状態の改善や維持ができる人）

①在宅サービスを希望したとき



事業所の担当者にケアプランを作成してもらいサービスを受けます。

②特別養護老人ホームなどの施設を希望した人



特養ホームについては、区役所高齢福祉課に申し込み、その他の施設については直接契約。

## 2. 利用できるサービスは

### （要支援1、2の人）

デイサービス、ホームヘルプサービス、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション、ショートステイ、グループホーム（要支援2の人）など。

### （要介護1から5の人）

デイサービス、ホームヘルプサービス、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション、ショートステイ、夜間対応訪問介護、グループホームなど。

### ◆利用できる施設は

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設。

## 3. 利用施設などの説明

### ●地域包括支援センターとは・・・

介護の相談や申請などを受ける区の機関で、区役所内の東部包括支援センターを含め北部、中央、南部、西部に各1つずつセンターが置かれています。

### ●特別養護老人ホームとは・・・

常時介護が必要で、自宅での生活が困難な要介護1以上の人が入居できる施設。施設が不足し、現在待機者は約1000人。区内には、6施設（509人）東山ホーム（区立）、中目黒ホーム（区立）、東が丘ホーム（区立）、清徳園（社会福祉法人）、駒場苑（社会福祉法人）、青葉台さくら苑（社会福祉法人）があります。

※そのほかに、三多摩地域の民間特養ホーム15施設（299人）と目黒区は契約しています。

### ●グループホームとは・・・

認知症の高齢者5～9人が共同生活をする場で、各個室と食堂などが設けられ、専門職員の援助や介護の下で生活を送ります。区内には10施設。

### ●デイサービス（通所介護）とは・・・

通いの施設で、食事や入浴、楽しみながらの機能訓練が行われます。区内には民間事業者によるデイサービスは多数あり、区立の認知症デイサービスは2カ所。

# 介護は自己責任？

## 医療・介護総合法で 介護保険はどう変わる…



十分な審議もせず自民・公明党は、数の力によって医療・介護総合法を可決。「自助・自立」を重点に、介護保険制度の根幹を変える大改悪を来年4月から実施しようとしています。

### 改悪の主な内容・問題点

#### 1. “要支援者切りすて”、専門職から ボランティアなどによるサービスへ移行

要支援1、要支援2の人が利用しているデイサービスとホームヘルプサービスを介護給付から除外し、目黒区（各自治体）が実施する総合事業に移します。総合事業は、ボランティアなどによって掃除・洗濯・ゴミ出しなどが行われます。（2015年から移行し3年間で完全実施の予定）



すでに要支援者としてサービスを受けている人は、従来どおり事業者によるサービスを継続できるとしていますが、新規の要支援者をはじめ多くの方は、ボランティアなどのサービスに移ると予想されます。要支援者の中には、初期の認知症が多く含まれ、「早期発見・早期治療」の立場から、専門職によるデイサービスやホームヘルプサービスが必要です。ボランティアで対応ができるのか？現場からは「軽度者切り捨て」「介護保険はずし」の批判が広がっています。



#### 2. 一定所得からは、利用料1割が2割負担に

現在利用料は、1割負担です。これを、合計所得金額160万円、年金収入のみの場合280万円以上の人は、2割負担になります。（2015年8月から実施）

現在でも経済的な理由から、必要なサービスを制限している人がいます。利用料の引き上げは、ますます必要な介護が受けられない人を増やします。



#### 3. 預金なども認定判断に、食費・住居費が負担増

特養ホームなど施設に入所する場合、食費や住居費は自己負担。しかし、低所得者には、自己負担の軽減があり全国で103万人が利用しています。

ところが今後は、所得が低くても預貯金が一定金額以上の人は、軽減の対象から除外。施設入所によって世帯分離をした場合も、配偶者が課税されていれば負担軽減は除外に。さらに、軽減の対象判定では、新たに非課税年金である障害年金や遺族年金を収入とみなしません。これでは、対象者は狭められ、低所得者でも自己負担が大きくなります。（2015年8月から実施）

（例）軽減対象から除外された住民税非課税世帯の食費・住居費の負担増は、最高6万8千円値上げに！



#### 4. 「軽度者」しめだし、 特養入所を要介護3以上に

特養ホームの待機者は約1000人。現行の入所条件は、要介護1以上となっていますが、これを要介護3以上に狭めます。（2015年4月から実施）

現在、要介護1、2の人の入所理由の多くは“介護者不在”です。厚労省は「やむを得ない事情」がある場合は、入所を認めるとしていますが入所できるのでしょうか？

全国の特養ホーム待機者は52万4千人、そのうち、要介護1、2は17万8千人。今後一部の人を除き要介護1、2の人は特養ホームの待機者にもなれない事態に。行き場を失った高齢者が増加することが予想されます。



#### 5. 介護認定さえ受けられなくなる！ “チェックリスト”で選別

介護サービスを利用したい時には、誰でも介護認定を申請することができます。ところが今後は「介護サービスを利用したい」と言う人に介護認定をせずに、25項目のチェックリストによる判定で、ボランティアなどのサービスに誘導することができるようになります。介護保険に加入しながら介護認定さえ受けられず、介護サービスも受けられないという事態もうまれます。



## 区民のみなさんとともに実現してきました

### ◎介護サービス利用料の軽減

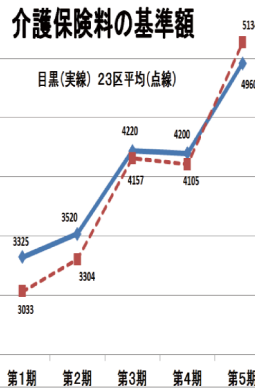
介護サービスを利用するときには、介護サービスにかかる費用の10%を利用料として自己負担しなければなりません。所得の少ない世帯では、家計を圧迫するため、必要なサービスを利用することができません。この問題を議会で取りあげ、ホームヘルプなど在宅11サービス利用料を低所得者については半額の5%に軽減させることができました。その後、13サービスへの拡大を実現しました。

### ◎区独自ヘルパー派遣制度充実

ひとり暮らし等の高齢者が、在宅で自立した暮らしができるよう、骨折や急な疾病など身体上の急変時、家族が病気などにより介護が困難になった時、要介護認定が非該当になった時、緊急時のヘルパー派遣を実現しました。対象年齢を80歳以上から65歳以上にひろげました。

### ◎介護保険料値下げの取り組み

介護保険料は、3年ごとに改定します。発足当初の第1期は23区で2番目の高さでした。区民・団体と共に保険料値下げの運動に取り組み、第4期は、月額4220円から4200円に20円引き下げを実現しました。第5期は、4960円まで抑制し、23区平均以下にできました。



## 日本共産党の介護問題の取り組み

### ◎特養ホーム増設の取り組み

特養ホームの待機者は、2014年6月現在1024人。うち要介護3以上は709人です。2011年「介護シンポジウム」、2014年「こんな大改悪は許さない! どうなる介護保険学習会」を開催しました。多くの区民が参加し学習と活発な交流ができました。区も重い腰を上げ、3年以上の待機者の実態調査をはじめました。

また、区議会でも特養ホーム増設を粘り強く取り上げ、区民のみなさんと共に運動してきました。その結果、2018年度に1カ所を開設する計画でしたが、10月3日公表された目黒区実施計画(改定素案)に2カ所目の建設計画を盛り込ませることができました。引続き増設に向け取り組みます。



2014年6月、中目黒小学校体育館

## ◎待機者実態調査に取り組み切実な実態が浮き彫りに

今年の実態調査で、介護家族から生の声を聞きましたので、その一部を紹介します。

92歳で要介護4の母親を、58歳の娘が介護しています。特養ホームは3年待ちという状況に入所申込みをあきらめました。老健施設から病院へ転院しました。月15~16万円かかります。介護疲れでウツになりました。

94歳で認知症・介護度5の姉を介護している82歳の妹は、足がむくみ歩行困難で買い物もままならない上、5月、心不全で2週間入院となりました。84歳の他の妹が、世田谷から来て買い物などを手伝っています。3年以上も待機しています。月5~7万円の介護費用がかかります。

82歳で要介護4・独居の女性です。認知症が進行し、鎖骨骨折で手当てした包帯や器具を全部取ってしまい担当医もお手上げ状態です。一人でガス台を使用し火事が心配です。特養に申し込み半年以上待機しています。

84歳で要介護5の夫を、77歳の妻が介護しています。老々介護の妻は腰痛・腿がしびれています。薬で痛みを抑えながら2年以上待機しています。月10万円かかっています。

82歳で2階に住む独居の女性。2年以上待機です。ヘルパーが介護していますが、病気の進行で階段の上がり下がりはおろか、室内での歩行もままならず、在宅生活が困難になっています。

88歳で要介護3・独居の兄を、70歳の妹が通いで介護。費用が安い特養ホームに入所を希望していましたが、300番も待ちきれず他県の有料特養に入所せざるを得なくなりました。

96歳で要介護2の母親を、74歳の娘と77歳の婿2人で介護しています。介護費用も高くサービス限度額までとても利用できません。3年以上も待たされ、老老介護はもう限界です。

### ●介護問題に対する各党の態度

日本共産党は、保険料値上げに反対し、特養ホーム職員充実や建設促進を求める区民の陳情に賛成してきました。他党・会派の態度は以下の通りです。

2012年3月 保険料値上げ条例に賛成

自民・公明・刷新(民主)・独歩・みんな・ネット

2013年9月 特養ホーム職員充実の陳情を否決

自民・公明・刷新(民主)・独歩・みんな・ネット・維新

2014年6月 特養ホームの建設促進を求める陳情に賛同せず

自民・公明・刷新(民主)・独歩・みんな・ネット・維新



安心できる介護のために日本共産党はがんばります

## 日本共産党の国への介護充実の提案

介護を受ける人も、  
介護をささえる人も、  
誰もが安心できる介護制度を

憲法 25 条に  
もとづき転換

安倍自公政権によってつくられた医療・介護総合法によって、2000 年の介護保険法発足以来の大改悪が盛り込まれました。保険料の負担増ばかりを押し付け、介護を受ける権利を奪います。日本共産党は国の制度を改革します。

◆現在 25% の国庫負担割合を 10% 引き上げ、負担軽減とサービス充実などを両立

◆所得の少ない高齢者も安心して利用できる制度に改善

◆要介護認定を廃止し、現場の専門家の判断で適正な介護を提供する制度へ

◆「介護とりあげ」をやめさせ、その人らしい生活を保障する介護制度へ

◆特養ホームの待機者解消へ 5 力年で計画的な基盤整備を

◆医療と介護の連携をすすめます。療養病床の廃止・削減に反対

◆介護職員の処遇改善をすすめ 介護従事者の確保を

◆自治体が高齢者福祉にたいする公的責任をはたせるようにします

◆認知症の人の介護・医療を保障します

◆介護保険のいっそうの改悪に反対します

憲法 25 条：すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

\*詳しくは、日本共産党の「2013 年参議院選挙各分野政策・介護」をご覧ください。

## 日本共産党目黒区議団の 介護充実の提案

国の介護保険制度が改悪される中で、目黒区民が、いつでも安心な老後を暮らせるように、目黒区での介護充実のために提案します。

### 老人福祉法に基づく 「目黒区高齢者のすこやか福祉基本条例」を制定

高齢者が元気で日常生活を過ごし、地域社会の構成員として活躍していくために、区民が健康管理、健康増進等に努めるとともに、目黒区がこれを推進するため高齢者の施策を充実して実施していくことを高齢者福祉の基本条例として制定します。

### 安心のホームヘルプ制度を目黒区独自に充実

介護保険では、家族が同居の場合や病院内の付添いなどは、ヘルパー利用が制限されます。いつでも高齢者の必要に応じて使えるホームヘルプ制度をつくりまします。



### 2000 年以來、建設されていない特養ホームを緊急増設

目黒区での特養ホームが最後に建設されたのは 2000 年です。1000 人も待機している現状を解決するために、在宅介護の充実とともに緊急に特養ホームの増設をすすめます。



### 所得の低い区民の介護サービス利用料の軽減を 5% 支援から 7% 支援に引き上げ

介護サービスの利用料は 1 割負担です。目黒区は、所得の低い区民への介護サービス利用料を軽減するために 5% の支援をしています。保険料の値上げや物価の高騰、消費税の増税などで生活はたいへんです。5% の支援を 7% に引き上げます。



### 包括支援センターを 5 か所から 10 か所に増設します

高齢者や介護についての地域の相談窓口が包括支援センターです。現在、5 地区 1 か所あります。相談も増えており、身近な相談場所として 10 か所に増設します。

### 介護職員への家賃補助制度の創設

「介護職員が足りない」「賃金など働く条件が劣悪で、退職が多い」など、安定した介護を進めるためには、働く職員への支援が重要です。目黒区内で働く介護職員への家賃補助制度を創設します。

